

第3回（仮称）自転車安全利用条例に関する懇話会 議事録

開催日時 令和2年3月17日（火） 10:00～11:30

開催場所 宮城県行政庁舎第二会議室

出席者 小川和久委員，山口哲男委員，柴田文明委員，伊藤豊委員，武田和子委員

【事務局】

宮城県震災復興・企画部 高橋次長
宮城県震災復興・企画部 田村総合交通対策課長
宮城県震災復興・企画部 山田副参事兼総合交通対策課長補佐（総括担当）
宮城県震災復興・企画部 佐藤総合交通対策課副参事
宮城県震災復興・企画部 佐藤総合交通対策課長補佐（班長）

【オブザーバー】

宮城県教育庁 安田スポーツ健康課主任主査
宮城県警察本部 岩間交通部交通企画課交通事故総合分析室長

次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 内容
（仮称）自転車安全利用条例 中間案 について
- 5 連絡事項
- 6 閉会

配布資料

資料1 第2回懇話会における意見に対する県の考え方
資料2 パブリックコメントの結果と宮城県の考え方
資料3 （仮称）自転車安全利用条例 中間案

1 開会

(事務局より資料の確認)

2 挨拶

(高橋次長)

3 委員紹介

(事務局より委員，事務局職員の紹介)

4 内容

○小川座長

みなさんおはようございます。本日もよろしく申し上げます。

本日の懇話会の進め方ですが，次第の4をご覧ください。

今回の懇話会の内容は，県が作成した条例の中間案について，ということです。前回の懇話会における各委員の皆さんの意見やパブリックコメントに対する県の考え方についても，資料が用意されておりますので，まず，一括して事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

○田村課長

ただいま事務局から説明いたしました中間案につきまして，補足させていただきます。

第5条の「県民等の責務」につきましては，第1項に安全利用のための取組，第2項に施策への協力，第3項に自動車等を運転する際の自転車への配慮といった責務を規定しておりますが，今回の修正に当たっては，「取組」や「施策への協力」を県民以外の方々にも求めてよいものか，また，「自動車等を運転する際の自転車への配慮」を県民に限定して求めることが妥当か，といった議論がありました。

今回お示ししました中間案では，すべて「県民等」として，県内に滞在される方や県内を通過される方を含めておりますが，「県民」とすべきか「県民等」とすべきか，委員の皆さんの御意見をお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○小川座長

ありがとうございました。それでは，ただいまの「県民等」に関することを含めて，条例の中間案について，議論をしていきたいと思っております。まず，「県民等」について，御意見をいただきたいと思っております。県民等ということは，県民以外の方々も含めて協力をお願いしたいという意向であるということですね。海外の人まで含まれるということです。

この第5条以外に，「県民等」について規定されている箇所はありますか。

○田村課長

この第5条だけです。

○小川座長

この第5条だけということですか。ではいかがでしょうか。

○山口委員

「等」を入れたのはよろしいことだと思います。県内を通る方には、皆このようなことが必要ですということを伝えるという意味ではいいことだと思いますが、これを徹底することは、国が言わない限り現実味がないので、「等」を入れた場合の対策をどうするのか、という問いかけがあったときにどう答えるのか、その問題かと思えます。「等」を入れる意味というのは非常に重要だと思います。県外から入ってきた人が条例と関係なく事故を起こす、また事故に遭うということがあれば、それは好ましいことではないですので、趣旨としてはわかりますが、今申し上げた、どのように徹底するのか、できないことを規定することに対する反発が生まれなないように考えたほうがいいのかと思えます。

○小川座長

どうでしょうか、「等」をどう周知するかということですが。

○田村課長

山口委員が仰った、周知に関する部分はまさに難しいことですので、条例を検討する事務局としては、「等」の削除を含め、慎重に考えたいところです。

○小川座長

例えばダテバイクのような自転車を県外の方が借りるときに周知するという方法がありますし、近隣の県の免許センターで免許更新時の講習の際に情報提供してもらうとか、いろいろなアプローチの仕方が考えられると思います。ご検討いただければと思います。

○山口委員

宮城県が県外に向けても一生懸命周知し工夫をするのなら、「等」を入れることによって宮城県の存在意義と意思を発信するのなら、反対するものではありません。条例を作ったということ、工夫をして発信するということはとても重要なことだと思います。先程の発言は、マイナスではなくプラスの方向で申し上げたつもりです。

○小川座長

では、資料1, 2について、このような対応でいいのか、御意見があればお願いします。

○伊藤委員

条例が制定されれば、高齢者や子供に対する交通安全教室を、行政だけではなく関係機関等と連携しながら、県内一致団結して取り組まなければならないと考えています。

多賀城市の場合は、老人クラブと連携し周知活動を行っているが、さらに交通安全教室を拡充して実施していきたいと思えます。学校においても、市内にある6つの小学校と4つの中学校で自転車教室を実施しています。小学校は自転車に乗り始める2, 3年生を、中学校は1年

生を対象にしています。現状は1年に1回ですが、回数を増やしていきたいと思います。

条例には、道路交通法のように罰則を設けるわけではないので、制定してすぐに効果が出るというのは厳しいと思うので、地道な取組が大事になると考えています。

○小川座長

教育について具体的にどう取り組み、効果を上げて推進していくのかということが非常に大事になってくるということだと思います。

○田村課長

今の御意見は非常に重要で、周知期間を長くとっておりますので、市町村や関係団体と広く連携しながら進めていきたいと思っています。道路交通法では自転車は車両ですから、車道を走るのが基本ですが、歩道も走行することができることになっていて、その場合、歩行者に対しては徐行しなければならないという規定がある。そういう基本的なことをセットにして周知し、事故防止につなげていきたいというところなんです。定点観測をしても、信号無視、歩行者がいても徐行しないなど、事故防止上まずい光景がよく見られます。市町村等とよく連携をして取り組んでいきたいと思っています。

○小川座長

他人事として認識されがちなので、どのような事故が起きているのか、どのような行為が問題となっているのかということ、具体的な数字を出しながら身近な問題として提示するよう努力していく、また成果を感じながら協力をいただくということが大事かと思っていますので、ご検討いただければと思います。

○山口委員

学校では自転車教育を実施しているはずだが、一歩外に出ると、大人がいい加減なので子供はそれに合わせてしまう可能性が高い。高齢者教育だけでなく大人全体を対象にして、大人が次の世代を支える、責任をもって道路交通法を守る、地域の安全を守るんだという意識を強く出さないと、他人事のように、自分には関係ないと思われてしまう。大人一人一人に、行動に責任を持たせるということが必要だと思います。

道路交通環境整備の取組というのは、なかなか一律にはいかない。国、県、市町村がそれぞれ管理し、一律にはならないけれども、これはやりましょうというものを打ち出してもらわないと。自転車は車道を走るのが基本なわけで、幼児であろうと、70歳以上の高齢者であろうと、基本は車道です。それを、一時避難的に、歩道を走れるようにしているだけで、そのことを当たり前のように感じられては困るわけです。自転車が車道を安全に走れる環境を目指すということを言わないとまずいだろうと思います。自転車通行可という印があれば、自転車は走っていいと思われておりますけど、歩道はどこでも走ってもいいと勘違いをされておりますが、歩道でも走っていけないところがあるわけです。県警庁舎東側の道路には矢羽根の印がついていますが、車が通ると自転車は走る場所がありません。歩道は狭すぎて走ってはいけないことになっています。この歩道を自転車が走ったら歩行者は歩けなくなります。こういうことをきちんと伝えていかないと。歩道を走ってもいいとか、子供を乗せていればどこを走っても

いいし徐行しなくてもいいとか、そういう勘違いが当たり前になっている気がします。

基本的にいいですよ、ダメですよ、ということをはっきりと表示をする、広報することが大事になってまいります。自分の都合のいい走り方というものを直す努力が必要だと思います。

資料1の保険加入について、保険加入率を上昇させる取組とありますが、保険加入を義務化しないという考え方と読めますが、義務化するのかどうか、お聞きしたいと思います。

○田村課長

保険加入については、資料3、中間案の第13条のとおり義務としております。

道路交通法の関係については、やむを得ない場合は歩道通行可能だが、徐行しなければならない、歩行者の通行の妨げとなる場合は一時停止、と明確に規定されていることを忘れていての方が多いので、条例を周知する際に合わせて、改めて周知を図っていきたいと思います。

○小川座長

大人の責務というか、ヘルメットの普及とか、歩道の走り方について、大人が手本を示していないということが問題になっていると思う。今の考え方は、子供を教育しなさいというニュアンスが強いですが、大人が率先して自転車の安全利用を考えていきたいと思いますという考えが、条例のどこかに盛り込まれると、宮城県らしいというか、特徴になっていくと思いますので、ご検討いただければと思いますがいかがでしょうか。

○田村課長

表現はすこし漠然としているかもしれませんが、第5条の県民等の責務、また第6条の第1項にも関係法令の遵守を盛り込んだところです。具体的な取組については、交通安全運動の様々な機会において、これまでの「交通安全推進」といったスローガンから一歩進めた自転車の事故を減らすための取組に関する具体的な内容呼びかけていただくようにしていけば、大人に対しても伝わるメッセージになっていくのではないかと考えております。高校生については、県教育委員会と連携をしながら、社会的な責任、自転車事故を減らすための取組を具体的に訴えていきたいと考えております。

○小川座長

例えば、第5条に「成人は次の世代のために率先して手本を示していく」というような文言を加えるだけでも。第6条の自転車利用者はいろいろな世代があるので、大人の責務として、子供に対して手本を示す重要性を示す、第2項の後に、「とりわけ大人は率先して…」とつなげていく、何か一言あってもいいと思いますけど、いかがでしょうか。

○田村課長

確かにその観点も重要ですので、検討してみたいと思います。

○山口委員

車の運転免許の更新というと18歳以上が基本となりますが、更新時の講習の際に、自転車

の保護とか、自転車に対する配慮等について、今でも講習に位置付けていただいています、条例を制定することによって、講習に位置付けていただく意味も大きくなると思います。ですから、何らかの文言で、目的のところに入ってくると思います。ご検討いただければと思います。

○武田委員

条例のことを知らない人は本当に多いと思います。条例について広報等で周知していきっていますが、なお一層取り組んでいただきたい。

自転車は軽車両の仲間だということを知らない人が多いと思いますが、なお一層これを知ってもらいたい。特に高齢者は。高齢者向けの講習を行うときに、条例についても触れていただければいいと思います。ヘルメットについても、見本があればいいのかと思います。

○田村課長

高齢者を含めて、具体的にどうやって訴えていくかというのが非常に重要かと思っていますので、そのことについて考えていきたいと思っています。

○小川委員

いいチャンスだと思うんですね。条例の周知とセットで、教育とか、大人の責務などを周知していく、そういう工夫をしていけば効果が上がっていくのではないかと思います。

教育とか、ヘルメットの着用をどう進めていくかに当たって、いい事例があれば情報を共有していく、市町村でいい取組があつて、その結果ヘルメットの着用率が上がった、という事例があつたら、その事例と条例をセットにして周知していくというのがいいと思います。

仙台市の実状を見ていると、子供のヘルメットの着用率が上がっている、だんだんと市民や県民の意識も変わってきているのかと思ってます。もし機会があれば、子供にヘルメットを被らせている親御さんにどんな考えをもっているのか話を聞いてみたら、条例の周知がどうなっているのか、県民の考え方がどうなっているのかがわかるのではないかと。そういった調査を含めて広報活動を考えていったらいいのではないかと思います。

○田村課長

どういう状況かを見て、取組を具体的に広げていくというのが大事なものですから、条例の周知とセットで、また具体的な取組の広め方、といったことに取り組んでいきたいと思っています。

○小川座長

例えば子供にヘルメットを被らせている親御さんがいる場合に、どこから情報を得てきたのか、そうすると、会社で情報を得たのでヘルメットを被らせようと思ったとか、そんな意見があれば、どのルートを通っていけば効果的にヘルメットの着用率が上がっていくかということがわかってくると思うんですね、特に職場では情報を得なかった、県とか市の広報活動から情報を得てやりました、ということなら、広報活動に力を入れればいいし、地域の交通安全教室から助言を受けましたということなら、そちらに力を入れていけばいい。いろいろなやり方が

あると思うので、一律に広報ということではなくて、効果的なやり方を探るための調査を合わせながら進めたらいいと思います。

○田村課長

まだ具体策の検討まで進んでいませんが、効果的な方法を考えていきたいと思います。

○山口委員

私共が自転車を販売するときに、必ずヘルメット着用の働きかけをしております。仙台市が条例を制定したときに、協力をする旨の声明を出しております、その中にも謳っております。条例の施行に際してサポートするようにしておりますし、自転車をお買いになった方に対する周知については、お役に立てると思いますので、お申し出いただければ、できることは全部したいと思います。

中間案の「必要な点検及び整備」について、もう少し具体的に「1年に1度は」という文言を入れていただくことはできないでしょうか。いつでもいいから適当な時に整備すればいい、ということになると、効果はあまり発しません。自転車業界ではTSマークというものを扱っておりますが、これは1年に1度点検整備をした上で保険が適用になるという、整備することを目的としております。1年に1度ということ謳うことは、安全な自転車を維持するために意味があることですので、できれば「必要な点検整備」と謳うだけではなくて、具体的な表現でこうなんだよ、という意思表示をした方がいいのではないかと思います。保険業界の方にもお願いしておりますが、ただ保険に入ればいいということではなく、自転車を安全な状態で利用するという、整備されていない自転車で事故を起こした場合にすべて保険が適用になるわけではないということ強く訴えていただいて、安全な自転車の利用を進めていただければありがたいと思います。

○田村課長

前回は御意見をいただいた点でございますが、仙台市の条例との均衡もありますし、他の都道府県でも1年に1度とまでは踏み込んでいない状況でありまして、宮城県の条例ではありますが、他県との均衡も含めて研究課題とさせていただきます。

○山口委員

具体的な方が実感が湧く。ただ訴えただけでは、言っとかないとまずいから言ったという条例をつくるのでは意味がない。と思いますので、意味をなすためには、目的をきちんと具体性を持たせる方がいい。と私は思いますので、ここは強くお願いをしておきたいと思います。

○小川座長

他に御意見はいかがでしょうか。
今日議論するのはここまでですよね。

○田村課長

はい。

○小川座長

では他にいかがでしょうか。まだ時間もございますので。

○小川座長

では。パブリックコメントの中で、資料2の2枚目で、第13条の意見に「政府保証制度」というのがあるんですけど、これはどういうものですか。

○事務局

自動車のひき逃げの場合は、政府が加害者に代わって損害をてん補する、自賠責法上の政府保証事業というのがあるが、自転車のひき逃げの場合についても、同様の政府保証制度を設けるよう働きかけてほしい、という御意見でした。

○小川座長

被害者保護ということですか。

○事務局

そうです。

○山口委員

犯罪被害者への給付金の対象になるかどうか。正確にはわかりませんが。

○岩間室長

犯罪被害者の給付金に自転車該当するか、後で調べてみます。あと情報共有します。

○山口委員

自転車の事故でひき逃げされたというケースは多く、また、重大な事故にならず警察に届け出ていないケースはかなり多い。こうしたケースを救済する方法が可能なら作った方がいいと思いますが、これはものすごい件数になる可能性があるのも、慎重に考える必要があるのも、裏付けを問われたときに答える術がないと、えらいことになりますし、どこが責任を持つのか、難しい問題になるような気がいたします。自分で加入する保険で適用されるという方法しかないかと思えます。

○田村課長

保険商品を見ていくと、傷害保険がセットになっているのが数多くありますので、個人の判断で掛けていただくしかないかと思えます。給付金等の被害者救済は国策で考えていただくのではなく、そこは国の責務かと思えます。県が条例を作って対応するものではないと思えます。今回の保険加入義務化は条例で定めますけれども、その前段として国の方で自賠責制度では難しいという判断で、各都道府県の条例で被害者救済を、ということで国の方針が出たものから、現在検討している状況にあるということです。

○小川座長

当て逃げというのは道交法的にはどうなんですか。

○岩間室長

自転車同士がぶつかって、けがをせず、自転車が壊れられて、壊した方が逃げていった場合は、通常は当て逃げという名称です。逃げられた方がけがをした場合はひき逃げ、というように整理しています。これは車同士でも、自転車同士でも、自転車と歩行者でも同じです。

○小川座長

ありがとうございました。そういったことも、広報というか、自転車の安全運転の責務に入れてもいいんじゃないですか。

○山口委員

資料1の事業者の定義が何を指すのかよくわからなくて、その下に自転車小売業者、自転車貸出業者という規定がありますので、それ以外のものとしてこの事業者は、何を考えればよろしいのでしょうか。

○田村課長

ここで定義付けた事業者というのは、広く一般の法人、団体もいろいろな業を行っておりますので、その規定がなかったので追加したということです。

○山口委員

一般の法人ですか。

○田村課長

はい。第10条にも事業者の責務ということで規定しておりますので、そのために定義をしたということです。事業者というのは幅広く法人をイメージしていただきたいと思いますが、自転車通勤を認めているところもありますし、事業で自転車を使うという場合も結構あるものですから、その事業者の責務ということです。

○山口委員

利用者を含めているということで考えてよろしいでしょうか。

○田村課長

そういう意味合いも入っております。

○山口委員

この表現だとイメージしにくいですね。後で見ると事業者の中身を見て、初めて、業務で使ってる人のことを言ってるんだよ、ということになるんだとしたら、もう少し、補完的な言葉

を入れて、わかりやすくした方がよろしいんじゃないでしょうか。

○田村課長

条文を整理する中で、さらに分かりやすくできるかどうか検討します。

○山口委員

そうですね。「事業に利用している法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。」とするのであれば、事業で自転車を使っている人のことを言うんだなと分かりますけど、これだけを見ていると、自転車貸出業者はここに入っていないんだなということになるんです。自転車貸出業者も事業者ですよ。言ってみれば。定義の中にこれを入れるのであれば、ここで言う事業者は、自転車小売業者でも自転車貸出業者でもありません、とわかるような表現にしないと、これは重複してませんかとか、これは入らないんですかとか、という風を感じてしまわないかなと思ったので、今伺いました。

○田村課長

今の御意見も参考にして、条文の検討材料にしたいと思います。

○小川座長

他の都道府県の条例にも類似した定義があると思いますが。

○田村課長

他の都道府県の条例にも同様の表現があるようです。

○小川座長

他に御意見はございますか。ないようでしたら、本日で最後ということですね。

ありがとうございました。では、今日いただきました御意見を事務局の方でまた御検討いただきまして、条例等に反映していただければ、また今後の施策に活かしていただければと思います。では、進行を事務局にお返しいたします。

5 連絡事項

6 閉会